

○埼玉県本庁事務の委任及び決裁に関する規則

昭和45年1月1日規則第1号

目次

標題

発令

改正沿革

公布文

題名

□ 本則

第一条 (趣旨)

第二条 (用語の意義)

第三条 (事務の委任)

□ 第四条 (委任事務の処理)

2

第五条 (知事の決裁事項)

第五条の二 (副知事の専決事項)

□ 第六条 (知事室長、部長及び会計)

2

改 昭和四 昭和四
正 五年 五年
三月三 四月三
〇日規 〇日規
則第一 則第三
四号 四号
昭和四 昭和四
五年 五年

印刷モード

終了